東久留米市教育振興基本計画【改訂版】（案）パブリックコメント（ご意見）を募集します

市教育委員会では、「教育目標」を定めて児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、全ての市民がよりよく生きるための力を身に付け、生涯を通じて学び、支え合うことができる地域社会の実現を目指しています。

こうした状況の中で、教育基本法に基づき、本市における教育振興に関する基本的計画を定めることを目的として、26年8月に「東久留米市教育振興基本計画」を策定し、さらに単年度の事業計画を作成して事業を推進してきました。

27年4月1日には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成26年法律第76号）が施行され、同法に基づき4月と5月に2回、「総合教育会議」を開催し、教育委員会と市長が「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」について協議し、合意形成を行い、5月に市長が「大綱」を策定しました。

ついては、この「大綱」と「教育振興基本計画」との整合性を図るため、同計画の改訂を行うことになりましたので、同計画の案について、皆さんのご意見をお聞かせください。

【閲覧期間・場所】閉庁日を除く9月15日（火）～10月16日（金）に、教育総務課（市役所6階）、市政情報コーナー（同2階）、市ホームページでご覧いただけます

【ご意見の提出方法】9月15日（火）～10月16日（金）に（必着）、「東久留米市教育振興基本計画【改訂版】（案）」と明記して、住所・氏名・年代（例＝40代）、ご意見（書式は自由）を記入の上、〒203－8555、市役所教育総務課宛て郵送、ファクス（470・7811）、電子メール（kyoiku-somu@city.higashikurume.lg.jp）、または直接同課へ持参してください。

詳しくは同課☎470・7775へ。

都市計画法第17条の規定による上の原地区地区計画の変更（案）などの縦覧および説明会を実施します

「東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画」を踏まえた当該地区のまちづくりを進めるため、「東村山都市計画・上の原地区地区計画の変更（案）」および「用途地域の変更（案）」を作成したので、都市計画法第17条の規定に基づき、縦覧を行います。また、同地区計画（案）の内容などについて説明会を行います。

なお、同法の規定に基づき市内にお住まいの方および利害関係のある方は、市長に対し意見書を提出することができます。

【縦覧の期間・場所】土曜・日曜日、祝日を除く10月2日（金）～16日（金）の午前8時半～午後5時に、都市計画課（市役所5階）へ

※同案の内容は、縦覧期間中、市ホームページからもご覧になれます。

【説明会の日時・会場など】10月5日（月）午後7時～9時、東部地域センター1階講習室

※車での来場はご遠慮ください。

【意見書の提出方法】縦覧期間中に（必着）、〒203－8555、市役所都市計画課宛て郵送、または直接同課へ持参してください

詳しくは同課土地利用計画担当☎470・7782へ。

固定資産税の現況調査（土地）を行います

28年度の固定資産税・都市計画税の課税に当たり、土地の利用状況の調査を行います。

調査は市職員が市内全域を自転車で巡回し、更地だった土地に家屋が建築されるといった土地の利用状況の変化などについて、主に目視で確認するものです。実施期間は10月～12月ごろです。

※市職員は調査時に「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

詳しくは課税課土地資産税係☎470・7726へ。

わくわく健康プラザの施設維持管理業務委託契約優先協議者を募集します

わくわく健康プラザは、保健衛生に関わる業務を行うほか、母子保健事業、健康増進事業、医科・歯科休日診療事業、子ども家庭支援センター、集会室・体育室（健康増進施設）・社会福祉協議会事務所・郷土資料室・市民開放施設などの複合施設として複数の機能があるため、利用される時間帯が平日のほか、日曜日、祝日や休日・夜間など多様です。

このような複合的な施設の維持管理を、事業法人に委託することにより、市が求める施設の適正な管理と、維持管理経費の低減につながることが期待されます。

このたび、わくわく健康プラザを、適正かつ廉価に維持管理するための業務計画の提案を、事業法人から募集します。

【公募要領の配布】10月1日（木）～20日（火）に健康課窓口（わくわく健康プラザ1階）で配布。また市ホームページに掲載します

【公募説明会・現地見学会】10月9日（金）午後1時15分～3時、わくわく健康プラザ1階講堂で

【応募書類の提出受付期間】10月1日（木）～20日（火）

※詳細は公募要領をご覧ください。

詳しくは同課予防係☎477・0030へ。

市税などの納付にご協力ください

9月30日（水）は、国民健康保険税第3期、後期高齢者医療保険料第3期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）・コンビニでお納めください。

詳しくは納税課☎470・7729へ。

私立幼稚園等就園奨励費・保護者補助金の申請はお済みですか

市では、幼児を私立幼稚園など（学校教育法に定められた幼稚園および都知事認定の幼稚園類似施設）に通園させている保護者を対象に、「私立幼稚園等就園奨励費補助金」および「私立幼稚園等園児保護者補助金」を交付しています。

6月から各幼稚園を通して申請を受け付けています。まだ申請をしていない方は、早めに手続きをしてください。

また、最近市外から転入し、前住所地で手続きを行ったという方も、改めて東久留米市に申請を行う必要がありますので、ご注意ください。

なお、子ども・子育て支援新制度に移行した園に通園している児童のうち、1号認定児童は保護者補助金のみ対象（所得制限あり）、2号認定児童はどちらの補助も対象になりません。

詳しくは子育て支援課保育・幼稚園係☎470・7745へ。

土地・家屋の所有者が亡くなった際の手続きについて

土地・家屋の所有者が亡くなって、27年中に相続などの登記が完了しない場合は、登記が完了するまでの間、相続などの事実により、実際に土地・家屋を所有している方を届け出ていただく必要がありますので、ご連絡ください。

詳しくは課税課土地資産税係☎470・7726、家屋資産税係☎470・7727へ。

マル都医療券（難病医療費助成）の更新手続きについて

「マル都医療券（難病医療費助成）」をお持ちの方で、引き続き医療費助成を希望する方は、更新手続きが必要です。更新に必要な書類などは都から郵送されます。早めに手続きを済ませてください。なお、有効期限を過ぎてしまうと、医療費助成が受けられるのは、改めて手続きをした日からになりますので、ご注意ください。

【受付日時】土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半～正午と午後1時～5時15分

【受付窓口】障害福祉課（市役所1階）

詳しくは同課☎470・7747、ファクス（475・8181）へ。

ライジングサン

市長　並木克巳

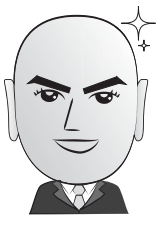

「ふるさと」と呼べるまちへ

皆さんこんにちは。夏の疲れはたまっていませんか。

8月は紙面の都合でコラムを休載しましたので、1カ月ぶりになります。夏は、多くの方がふるさとに帰る機会があると思います。久しぶりの故郷は懐かしく、心癒やされた方も多いのではないでしょうか。

先月、地域間交流をしている高崎市榛名地区で開催された湖上祭（7日）と榛名ふるさと祭り商工祭花火大会（15日）に参加してまいりました。地元の方々が支えそして楽しむ、長く続くイベントです。このようなイベントは、その歴史も踏まえ、故郷の心象風景として心の中に刻まれ、愛されてきたのかもしれません。

私は生まれも育ちも東久留米なので、故郷と言えば東久留米となります。やはり東久留米は私にとって住み慣れたまちで、友達や景色、風習も自らに染み付いております。遠くに出掛けた後なども、東久留米に戻ってくれば、まちの景色を見てホッとする気持ちになります。

生まれ育ったまちには多くの思い出とともに郷土愛を感じるものですが、今暮らしている地域に関心を持ち、友達をつくり、活動を広げ、その地域への郷土愛を育んでいくこともまた大切ではないかと思います。そうした中で掛け替えのない絆（きずな）社会が広がり、子どもたちが育っていくのではないでしょうか。

だからこそ、このまちに生まれ育った方も、そうでない方にとっても、東久留米を住み慣れた心癒やされる故郷と呼べるまちにしていければと思います。

東久留米には、市民の皆さん主体で昔から長く続く地域の行事もあれば、新しい発想で試みられているイベントもたくさんあります。さまざまなイベントを通じて、市民の皆さんが連携し活動し絆を深め、また、ご家族で楽しんでいただくことができればと願っております。そして、東久留米らしさを楽しみにしていただけるようになったら、こんなにうれしいことはありません。市民の皆さんが心一つになるような企画を市民みんなのまつりに向け検討しています。まず一歩を踏み出し、東久留米を感じ、東久留米を楽しんでください。

国民年金だより

個人情報を聞き出そうとする不審電話にご注意ください

日本年金機構の不正アクセス専用コールセンターには、「不審電話がかかってきた」という情報が多く寄せられています。不審電話は、個人情報を聞き出そうと、親切で巧妙な語り口で話してきますので、細心の注意が必要です。

寄せられた不審電話の内容は次の通りです。

【名乗り方で多い例】

・日本年金機構職員の○○という者です

・日本年金機構からのアンケートです

・○○警察署の○○という者です

・郵便局（または銀行）の○○という者です

・国税局の○○という者です

・NHKのアンケートです

・消費生活センター（または国民生活センター）の○○という者です

【聴取しようとする個人情報】基礎年金番号▽生年月日▽住所▽年齢▽家族構成▽勤務先または過去の職歴▽年金振込先金融機関・支店名・口座番号・暗証番号▽年金受給額▽収入額▽資産▽預貯金額など

※本人や家族の氏名をフルネームで言い、信じさせようとする手口もあります。

詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411へ。